

競争入札心得

(総則)

第1条 南富良野町の発注に係る建設工事の一般競争又は指名競争による工事請負の入札に当っては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札の保証)

第2条 入札参加者は、入札執行前に、入札しようとする見積金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に低触する行為をおこなってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し代理人が押印して入札するものとする。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加を停止されている者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書替え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) 入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

2 予定価格以上の価格で入札した者は、指名停止処分とする。

3 落札予定者の落札決定については、内訳書の内容を確認後、後日通知する。

4 落札予定者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札予定者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第10条 開札の結果次の各号の一に該当すると認められるとき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としめない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。

(3) 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申し込みした者のうち、最低の価格で申し込みした者を落札者とする。

(入札保証金の返還)

第11条 第9条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければならない。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第13条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わない。

(入札保証金の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納

付に代えて提供した担保は町に帰属する。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を町に納付しなければならない。

(契約保証金)

第 15 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

- 2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出すること。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(談合情報に関する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札執行の延期、事情徴収又は入札を取りやめることがある。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約を解除することがある。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為者が入札を公正に執行できないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げることにより申し出て下さい。

(1) 入札執行前であっても、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であっても、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対しこれを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除する場合がある。